

令和元年 第2回定例会

令和元年8月6日(火)

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会

令和元年8月6日（火曜日）午後2時50分 開会

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 仮議席の指定 |
| 日程第 2 | 選挙案第1号 | 議会議長の選挙について |
| 日程第 3 | | 議席の指定 |
| 日程第 4 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 5 | | 会期の決定 |
| 日程第 6 | 選挙案第2号 | 議会副議長の選挙について |
| 日程第 7 | 同意案第1号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者の選任
につき同意を求めることについて |
| 日程第 8 | 同意案第2号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合監査委員の選任
につき同意を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第2号 | 令和元年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般
会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 認定案第1号 | 平成30年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一
般歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | | 一般質問 |
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

○出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|----------------------|-----|----------------------|
| 1番 | 南 幾 一 郎
(大和高田市議会) | 2番 | 森 本 尚 順
(大和高田市議会) |
| 3番 | 大 橋 基 之
(天理市議会) | 4番 | 榎 堀 秀 樹
(天理市議会) |
| 5番 | 福 井 新 成
(山添村議会) | 6番 | 辰 己 圭 一
(三郷町議会) |
| 7番 | 大 星 成 司
(安堵町議会) | 8番 | 伊 藤 彰 夫
(川西町議会) |
| 9番 | 瀬 角 清 司
(三宅町議会) | 10番 | 東 充 洋
(上牧町議会) |
| 11番 | 青 木 義 勝
(広陵町議会) | 12番 | 大 西 孝 幸
(河合町議会) |

○出席理事者

管理者	並河健 (天理市長)	副管理者	堀内大造 (大和高田市長)
副管理者	西本安博 (安堵町長)	理事	森中利也 (山添村長)
理事	森宏範 (三郷町長)	理事	竹村匡正 (川西町長)
理事	森田浩司 (三宅町長)	理事	今中富夫 (上牧町長)
理事	山村吉由 (広陵町長)	理事	清原和人 (河合町長)
事務局次長	井上光博 (総務課長)	事務局	吉村雅至 (施設建設課長)
事務局	山下知一 (課長補佐)	事務局	南宏和 (主査)

○議会事務局職員

事務局長	川口昌克	書記	寺垣内正典
書記	奥山浩樹		

開会 午後 2時50分

○川口事務局長 皆さん、こんにちは。定刻少し遅れましたけれども、令和元年第2回定例会を開催させていただきます。本日は、各市町村議会より、令和元年度山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員として選出していただきました議員の皆様で運営をしていただき初議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。よって、出席議員中の広陵町議会から選出の青木義勝議員に臨時議長の職務を行っていただきたいと思います。

それでは、青木義勝議員、よろしくお願いいたします。

(臨時議長 議長席に着席)

○青木臨時議長 それでは、ただいまご紹介をいただきました最年長議員の青木でございます。

地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行います。よろし

くお願いをいたします。

ただいまより、令和元年第2回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

管理者より定例会招集についてのご挨拶があります。

○並河管理者 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和元年第2回山辺・県北西部広域環境衛生組合の議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

私どもの今年度の事業といたしましては、平成28年度から行っております環境影響評価が最終年度となり、準備書説明会も終了し、年度末には評価書として取りまとめを行ってまいります。あわせて、都市計画決定についても、年度末に行っていく予定であります。

そして、新ごみ処理施設の整備及び運営事業を行う事業者を選定するプロセスといたしましても、5月に実施方針を公表したのに続きまして、現在準備を進めているところであります。今後、これら着実に実施し、引き続き、事業の進捗を図ってまいります。

本会議には、議会の役選、副管理者及び監査委員の同意案、また一般会計の補正予算案、決算の認定案と重要な議案の審議が予定されておりますところ、何とぞ慎重なご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。冒頭に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青木臨時議長 ありがとうございます。現在の出席議員は12名で議会は成り立ちました。

臨時議長としての本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1 仮議席の指定

○青木臨時議長 日程第1、仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第2 選挙案第1号 議会議長の選挙について

○青木臨時議長 日程第2、選挙案第1号 議会議長の選挙についてを議題とします。

お諮りをします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○青木臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行う

ことといたします。

お諮りをいたします。

指名方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○青木臨時議長 ご異議がないと認めます。よって、指名方法については、臨時議長において指名することといたします。

議会議長に、天理市議会から選出の大橋基之議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました大橋基之議員を議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○青木臨時議長 ご異議がないと認めます。よって、大橋基之議員が議会議長に当選されました。

ただいま議会議長に当選されました大橋基之議員が議場におられますので、本席から山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則第31条第2項の規定により当選告知をいたします。

議会議長に当選されました大橋基之議員から就任のご挨拶があります。

○大橋議長 こんにちは。ただいま、皆様のご推挙により、議会議長の重責を仰せつかりました天理市議会代表の大橋基之でございます。

山辺・県北西部広域環境衛生組合は、来る令和5年度には稼働予定でございます。それまでにはしっかりとした地域組織、また、この10市町村の中で連携を取りながら、本当にこれからのセンターの在り方というのとも考えながらつくっていきたいと思っております。この1年でございますが、しっかりと、この10市町村の発展、そしてまた、この組合のさらなる発展を願ひまして、躍進する次第でございます。まだまだ、経験も浅うございますので、皆様のいろいろご意見も聞きながら、取り組んでいく所存でございますので、どうぞ、これからの1年、よろしく願いいたします。本当にありがとうございます。(拍手)

○青木臨時議長 それでは、議長と交代をいたします。ご協力、誠にありがとうございました。失礼します。

(新議長 議長席に着席)

○大橋議長 しばらく休憩いたします。

(議事日程 配布)

午後 2時58分 休憩

午後 3時00分 再開

○大橋議長 休憩前に引き続き会議をいたします。

議長としての本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりでございます。

日程第3 議席の指定

○大橋議長 日程第3、議席の指定をいたします。

議席は、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則第3条第1項の規定により、議長より指定いたします。

議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第4 会議録署名議員の指名

○大橋議長 日程第4、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則第71条の規定により、7番、大星成司議員、8番、伊藤彰夫議員、以上2名の方をお願いいたします。

日程第5 会期の決定

○大橋議長 日程第5、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第6 選挙案第2号 議会副議長の選挙について

○大橋議長 日程第6、選挙案第2号、議会副議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことにいたします。

お諮りいたします。

指名方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、指名方法については、議長において指名することといたします。

議会副議長に大和高田市議会から選出の南幾一郎議員を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、南幾一郎議員を議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、南幾一郎議員が議会副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました南幾一郎議員が議場におられますので、本席から、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則第31条第2項の規定により当選告知をいたします。

議会副議長に当選されました南幾一郎議員から就任のご挨拶があります。

○南副議長 ただいま、皆様方のご総意をもちまして、本組合議会の副議長に就任させていただくことになりました大和高田市議会議員の南幾一郎でございます。就任のご挨拶をさせていただくに当たり、本組合議会の重要性和責任の重さを改めて痛感しているところでございます。今後は、皆様方のご支援、ご鞭撻をいただきながら、本組合が円滑に運営され、参加自治体の利益に供するよう、議長を支え、補佐してまいる所存でございます。

簡単ではございますが、副議長に就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

日程第7 同意案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者の選任につき同意を求めることについて

○大橋議長 日程第7、同意案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ただいま上程になりました同意案については、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。

○並河管理者 ただいま上程されました同意案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者の選任につき同意を求めることについて、提案理由を説明いたします。

本案は、組合同規約第9条の規定によりまして、大和高田市長である堀内大造氏を本組合の副管理者としてお願いするものでございます。よろしくご同意を賜り

ますようお願い申し上げます。

○大橋議長 ただいま提案者より説明があったとおりであります。

本同意案に対し、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○大橋議長 別にご意見がなければ、本同意案は原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、本同意案は原案どおり同意することに決しました。

日程第8 同意案第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

○大橋議長 日程第9、同意案第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、8番、伊藤彰夫議員の退席を求めます。

(伊藤彰夫議員 退席)

○大橋議長 ただいま上程になりました同意案については、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。

○並河管理者 ただいま上程されました同意案第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を説明いたします。

本案は、川西町選出議員の伊藤彰夫氏を本組合監査委員にお願いするものでございます。よろしくご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○大橋議長 ただいま提案者より説明があったとおりであります。

本同意案に対し、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○大橋議長 別にご意見がなければ、本同意案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、同意案を原案どおり同意することに決しました。

8番、伊藤彰夫議員の着席を求めます。

(伊藤彰夫議員 着席)

○大橋議長 ただいま同意いたしました各氏よりご挨拶がございます。よろしくお願いたします。

○堀内副管理者 このたび山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者に選任の同意をいただきました大和高田市、堀内大造でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

今後につきましては、西本副管理者ともども、並河管理者を補佐し、力を合わせて本組合の発展のため、誠に誠心誠意、努力してまいる所存でございますので、皆様方のご指導、ご高配を賜りますことをお願いいたしまして、御礼のご挨拶いたします。ありがとうございました。(拍手)

○伊藤監査委員 このたび、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会選出の監査委員としてご同意いただきました川西町の伊藤彰夫と申します。一言御礼の言葉並びにご挨拶を申し上げます。

梅崎監査委員とともに全力を挙げて職務に取り組む所存でございます。どうぞ皆様方のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。(拍手)

日程第9 議案第2号 令和元年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について

○大橋議長 日程第9、議案第2号 令和元年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

ただいま上程になりました議案については、朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○並河管理者 ただいま上程されました議案第2号 令和元年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。

一般会計補正予算書の表紙をご覧いただきたいと存じます。

令和元年度山辺・県北西部広域環境衛生組合の一般会計補正予算(1号)は、次に定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,636万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,265万2,000円と定めるものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

債務負担行為 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為によるものでございます。

続きまして、改元に伴う元号の取り扱い、第3条でございますが、平成31年度予算全体における元号の表示について、元号を改める政令の施行の日以降は、当該年度全体を通じまして、令和に統一するものでございます。

では、歳入から、改めてご説明を申し上げます。1ページをご覧ください。

5款、繰越金、1項、繰越金、補正前の額200万円、補正額1,636万8,000円、計1,836万8,000円となります。これは、後ほど決算認定案でもご説明させていただきますが、平成30年度の執行残金が当初予算の見込みよりも多く、歳入歳出差引残額の2分の1を財政調整基金に積み、残りを過年度執行残返還金に充てることとしております。そのため繰越金について増額をするものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。2ページをご覧ください。

3款、事業費、1項、清掃費、補正前の額7,745万9,000円、補正額1,636万8,000円、計9,382万7,000円でございます。これは、過年度執行残金の2分の1を各市町村に返金するためのものでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明申し上げますので、5ページをご覧くださいと存じます。

第2表 債務負担行為、事項、新ごみ処理施設整備・運営事業、エネルギー回収型廃棄物処理施設、期間、事業全体が令和2年度から令和30年度、内訳といたしましては、建設事業が令和2年度から令和5年度、運営・維持管理事業が令和5年度から令和30年度で、限度額は441億4,682万3,000円でございます。

次に、事項 新ごみ処理施設整備・運営事業、マテリアル推進施設。こちら期間、事業全体が令和2年度から令和30年度でございます。内訳といたしましては、建設事業が令和2年度から令和5年度、運営・維持管理事業が令和5年度から令和30年度、啓発事業の運営が令和5年度から令和10年度で、限度額は124億8,137万6,000円でございます。

補正予算の議案の説明については、以上でございます。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

○大橋議長 ただいま提案者より説明があったとおりであります。

本議案に対し、質疑等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○大橋議長 別に質疑等がなければ、本議案を原案どおり決定することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、本議案は原案どおり可決確定いたしました。

○大橋議長 日程第10、認定案第1号 平成30年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ただいま上程になりました認定案については、朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○並河管理者 認定案第1号、平成30年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。

決算書をご覧ください。表紙を1ページめくっていただきますと、組合会計管理者から6月21日付で提出された文書がございます。

次に、決算の内容をご説明いたします。決算書を2枚めくっていただきまして、1ページの認定案第1号、平成30年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書をご覧くださいと存じます。

歳入からご説明いたします。1款、分担金及び負担金、1項、負担金、予算現額3億7,062万8,000円、調定額及び収入済額3億7,104万5,259円でございます。

これは、10市町村でご負担をいただいた負担金でございます。41万7,259円の増額となっておりますが、これは地域計画策定負担金として、葛城市様から納付されたものでございます。

2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、予算現額3,182万6,000円、調定額及び収入済額3,416万9,000円で、234万3,000円の増となっております。これにつきましては、活断層調査と地質調査の実施に伴う国庫補助金の追加申請により発生をしたものでございます。

3款、財産収入、1項、財産運用収入、予算現額2,000円、調定額及び収入済額が10万1,714円で、9万9,714円の増となっております。これは、周辺地区環境整備基金の利子収入となっております。

5款、繰越金、1項、繰越金、予算現額1,085万4,000円、調定額及び収入済額1,085万2,163円で、1,837円の減となっております。

6款、諸収入、1項、預金利子、予算現額1,000円、調定額及び収入済額が3万4,755円で、3万3,755円の増。2項、雑入、予算現額1,000円、調定額及び収入済額が0円で、1,000円の減でございます。

歳入合計、予算現額4億1,331万2,000円、調定額及び収入済額が4億1,620万2,891円で、289万891円の増でございます。

決算書2ページの歳出をご覧くださいと存じます。

1款、議会費、1項、議会費、予算現額20万、支出済額が14万1,775円で、不用額が5万8,225円でございます。これは、本会議において、会議時間が短く済んだことによります会議録作成費用の減に伴うものであります。

2款、総務費、1項、総務管理費、予算現額2億5,607万7,000円、

支出済額が2億3,250万5,194円で、不用額が2,357万1,806円でございます。この不用額は主に人件費でございまして、当初組合職員9名で予算計上しておりましたが、実際は8名により運営したこと等により不用額が発生をしたものでございます。

3款、事業費、1項、清掃費、予算現額1億5,357万6,000円、支出済額が1億4,682万331円で、不用額が675万5,669円でございます。この不用額は、発注支援業務委託及び地域計画策定業務委託の入札を行った際に入札差金として発生したものでございます。

4款、予備費、1項、予備費、予算現額が345万9,000円、支出済額が0円で、不用額が345万9,000円でございます。

歳出合計、予算現額が4億1,331万2,000円、支出済額が3億7,946万7,300円で、不用額が3,384万4,700円でございます。

歳入歳出差引残額は、3,673万5,591円でございます。2分の1の1,836万7,796円を財政調整基金へ繰り入れ、残りを先ほども申しましたが、10市町村のごみ量で分けて返還するものでございます。

平成30年度決算認定案のご説明については以上でございます。何とぞ慎重なご審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○大橋議長 ただいま提案者より説明があったとおりであります。

これより質疑を行います。質疑通告書が出ておりますので、発言を許可いたします。

2番、森本尚順議員。

○森本議員 総務費の中の総務管理費、一般管理費の中の人件費等負担金というのが理事者側からの決算に関する説明書というところの17ページのところの備考欄にもあるんですけども、6,100万以上のお金が付いております。これは、職員何名様の方で、それと、正規職員さんと嘱託、臨時職員さんがもし、おられるのであれば、その人数をちょっと教えていただきたいということなんです。よろしくお願いをいたします。

○並河管理者 ただいまのご質問について、お答えをいたしますが、若干、先ほどの不用額の部分について、補足で説明も加えさせていただきたいと存じます。

平成30年度の人件費が当初予算に8,235万9,715円を計上させていただいていたのに対し、決算額、先ほどご指摘いただいたとおり、6,102万1,885円となり、2,133万7,830円が不用となったところであります。

これにつきましては、職員が正規職6名と臨時職、嘱託がそれぞれ1名ずつというふうになっておりますけれども、そもそも、この2,133万7,830円が若干多いのではないかというふうにお思いになるかと存じますので、内訳をも

う少し詳細にご説明いたします。

まず、定期昇給及び人事院勧告というのをやはり想定をした増額を予算編成時にやっておったんですが、実際にはほとんど増額は発生せず、約260万円が不用額となりました。

また、平成30年度からは事業者を選定する作業等が本格化することから、施設建設室というのを新設いたしまして、1名当たり、さまざまな手当も含めて1,000万円の人件費を想定した正規職員2名を配置できるように予算計上しておりましたところ、課長補佐級1名及び主査級1名の増員となったため、こちらについても約360万円が不用額となりました。

また、組合外に異動となった係長職員の後任が新規採用職員であったため、こちらについても、差額として約350万円が不用額となりました。加えて、時間外勤務手当を200万円計上しておりましたが、実際には約20万円にとどまりましたので、約180万円が不用額となりました。

また、年度途中から1名の職員が組合から異動となり、減員となりましたので、結果として、約400万円が不用額となりました。その他、平成29年度中から在籍しておりました7名の職員分について、人事異動でより給与の高い職員に交代する可能性もあったこと。そして、いまだ組合には財政調整基金の積み上げというものが不十分でありましたので、こちらの補正が不用であるように、念のために計上した額、約5,700万円のうち、実績は約5,100万円となりまして、約600万円が不用となりました。

これらを合計した結果が冒頭、ご説明した不用額となるわけではありますが、組合としては人件費の合理化を進める中で、適切な執行に努めた結果としての残金であり、この半額は平成30年度末に財政調整基金に積み上げ、残りの半分が今年度に構成市町村に返還を予定しているというのは先ほど、ご説明をさせていただいたとおりでございます。

ただし、今後の予算案の計上に当たりましては、やはり各市町村が財政健全化に取り組む努力を続けていただいている中で、負担金をお願いしていることを改めて考慮いたしまして、過剰な不用額が年度末に発生しないように改めて努めてまいり所存でございます。

○森本議員 ありがとうございます。分かりやすく説明していただきましたので、ちょっと6,100万円で、若干高いのかなと思ってましたので、今お話を聞かせていただきまして、よく分かりました。

次に、この通告書には載ってないんですけど、先日、事務局のほうからご説明に来ていただいた時に、この下の監査委員費のところをちょっと、お尋ねしてたんですけども、議長。質疑は入れてないんですけども、事務局のほうにはもう事前通告してあるんですけども、これ、答えていただいてもよろしいでしょうか。

先日、局長さんも来ていただいた時に、この決算書によりますと、報酬が1万3,333円になってるんですけども、代表監査の方は天理市さんの代表監査さんがしていただいているっていうの、これは話は分かるんですけども、やはりそれであっても、代表監査さんにも報酬を支払わなければならないんですけども、ここを見てますと、この1万3,333円しか載っておりませんので、これが議員の監査さんに対しての報酬であるならば、代表監査さんにはどこの部分で支払いが入っているのかっていうのをちょっと、先日、聞いてたんですけど。

○井上次長 議員の報酬につきましては、報酬及び費用弁償に關します条例に定めがございまして、学識経験者の監査委員は年1万円と定めております。それと、議会選出の監査委員につきましては、年額5,000円と定められておりました、8月議会において選出されておりますことから、その期間が8月から3月の間までということで、年間3分の2となりまして、平成30年度の支出は5,000円に3分の2を乗じまして、3,333円を報酬費といたしております。合計いたしまして、1万3,333円を監査委員の報酬とさせていただいたところがございます。以上でございます。

○森本議員 ありがとうございます。若干3,333円って、安いかなと思うんですけども。

次に、通告してまますとおり、事業費の中の償却費、旅費、普通旅費なんですけども、56万9,180円。これの内訳をお教えてください。

○並河管理者 新ごみ処理施設を建設するに当たりましては、国から循環型社会形成推進交付金を受ける事業を進めておるところであります。当事業を計画どおり実施するためには、要望に沿った規定の補助額がやはり減額されることなく、確実な交付を確保することが必須であります。

そこで、10市町村長及び正副議長随行で、組合事務局職員3名の計15名で環境省及び総務省への陳情を行いまして、広域による本事業の必要性について、直接各省幹部へのご説明を行いました。陳情に要した旅費につきましては今、ご指摘いただいたとおり、56万9,180円でございます、内訳としては10名の市町村長が39万6,700円、正副議長が8万1,700円、事務局3名で9万780円になります。

○森本議員 ありがとうございます。それ、ちょっと私、疑問に思いますのは、正副議長さん、8万1,700円とお答えになったと思うんです。2人ですから、割りますと、4万850円。首長が10で割りますと、3万9,670円、随行の組合事務局の職員さん3名、3万260円なんです。これ、同じ、どこから行かれてるのか分かりませんが、恐らく、推測ですから、後で答えていただきますけど、恐らく、大和高田市の萬津副議長でしたら、高田駅から多分東京駅まで、直接行かれてるのかなと推測されるんですけども。やはり、視察ですから、

まして15名もの団体さんで行かれるんですけど、例えば、西大寺駅でありますとか、どこかの駅にかたまっているのか、直接ばらばらで東京なり、品川なり、どこかで待ち合わせされたってということなんでしょうか。その辺は、旅費規約と照らし合わせて、ちょっとお答え願いますか。

○並河管理者 本陳情におきます当日の集合場所と申しますのは、環境省の本省という形にいたしました。そして、旅費の算出方法についても、今ご言及がありましたが、選出議員及び市町村長については、それぞれの市町村役場を常勤場所という形で判断して、算出をしたところでございます。

その考え方としては、旅費法における旅費についての概念は、在勤官署を離れて旅行することを出張という形で位置付けておりまして、この在勤官署とは当該職員が本来の職務を遂行するために常時勤務する官署と解されております。そのため、組合事務所が所在する天理市役所に常駐する組合職員以外、それぞれの市町村を在勤官署と解しまして、旅費の算出を行ったところでございます。やはり、それぞれの、本日座っていただいております、この市町村長と、そして議長の皆様方、前後にも公務が多数あるということでありまして、そもそも、こちら天理市役所に常駐するということが想定されておられませんので、それぞれの在勤官署というところを解したということでご理解をいただければと存じます。

○森本議員 分かりました。規律という規則にのっとっていただいているので、結構なんです。

あと一つ、最後にうちの大和高田市の規約に照らし合わせますと、議長さんの出張の場合はグリーン車を、新幹線のぞみのグリーン車を使ってもよいということをお聞きしております。そうあるならば、首長さんもそうだと思うんですけども、全員の方がグリーン車で行かれてたら、僕はいいと思うんです。公平だと思うんです。

ただ、1人の首長さんでも、皆さんはグリーン車で走っているのに、1人だけ普通車で走っているという方がおられなかったのか。職員さんは駄目だというのは聞いておりますので、その辺ちょっと、お教え願えますか。

○並河管理者 首長、村長につきましては全て、やはり、管理者に準じてグリーン車の料金を支出できるようにということでやっております。

○森本議員 どうも、ありがとうございます。これで、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○大橋議長 ほかに、質疑等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○大橋議長 以上をもって、質疑等を終了いたします。

ただいま議題となっております本認定案に対し、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○大橋議長 別に討論がなければ、これより採決を行います。

認定案第1号 平成30年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計歳入歳出に対し、起立により採決をいたします。

本認定案を原案どおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大橋議長 ありがとうございます。起立多数であります。よって、本認定案は原案どおり、認定することに決しました。

日程第11 一般質問

○大橋議長 日程第11、一般質問を行います。質問通告がきておりますので、順次発言を許可いたします。

2番、森本尚順議員。

○森本議員 議長のお許しをいただきましたので、森本尚順が一般質問させていただきます。新ごみ処理施設整備運営事業におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設について質問します。

本事業は昨年3月に組合がまとめた基本仕様書によると、施設建設費が約207億円から277億円です。運営維持管理費は20年合計で60億円から120億円となっておりますが、ことし5月7日に公表した実施方針での事業期間は25年となっております。運営維持管理費を単純に1.25倍したとして、約75億円から150億円となり、事業全体で約280億円から最大で約440億円近くになる、高額な費用をかける事業です。

建設費については、環境省や奈良県からの補助金が出ますが、それでもわれわれ市町村が負担しなくてはならない金額は、建設費で100億円以上。さらに運営維持管理費は全額市町村が負担しなくてはならず、建設費と運営維持管理費合計で、われわれ市町村が負担しなくてはならない金額は200億円以上になるのではないかと見込まれます。

われわれ大和高田市では平成18年度の財政構造改革宣言から10年以上にわたって、財政の健全化に向けた取り組みを継続してきており、また、天理市をはじめとする皆様方におかれても、財政状況をより良くしようと、さまざまな取り組みをなされていることと存じます。

このような中、本事業のような高額な費用をかける事業では特に高い性能を保ちながらも、できる限り費用を抑え、その費用を抑えることで、他の市民サービスの原資とする努力が必要だと考えます。このことから以下、質問します。

競争性を確保するための取り組みについて質問します。環境省はじめ、各省庁が平成21年に1社応札、応募に関わる改善方策を策定し、その中で各府庁は応

札者を増やし、実質的な競争性を確保するための改善方策を検討し、公表すべきとの行政支出総点検会議からの指摘により、総合評価落札方式においては、提案書の審査の中で、事業者の能力等を評価できるため、競争参加資格として、事業者の実績や資格といった要件を原則設けないことを厳格に適用することとするとうたっております。本事業は地方自治体の事業とはいえ、環境省から補助金を受ける事業であり、総合評価落札方式を採用していることから、同様の方策を講じることで、競争性を確保するための方策を適用するべきではないかと考えます。

本事業では今年5月7日に実施方針を公表し、第4応募及び選定に関する事項にて、参加資格要件を規定しています。また、実施方針の公表を受けて、5月21日に実施方針に関する質問、意見の受け付けを行い、その回答を6月11日に行いました。

ここで質問ですが、7月16日に組合事務局から大和高田市に本事業の進捗について、ご説明いただいた時に実施方針の質問を出した事業者のうち、入札の参加資格要件を満たしている事業者が1社しかいないと聞いたように記憶しておりますので、改めて次の2点を確認させてください。

1点目、実施方針では何社から質問があったのでしょうか。2点目、質問を出した事業者の数と実施方針の参加資格要件を照らし合わせて、質問を出した事業者のうち、入札に参加できる事業者は何社。または何グループになると見込んでいるのでしょうか。

壇上からの質問は以上です。

○並河管理者 ただいまの森本議員のご質問について、お答えをさせていただきます。

私ども天理市もやはり財政健全化に向けた努力というのを懸命に続けている中で、できるだけ、この10市町村によるごみ処理についても予算を合理化し、他の市民サービスに充てられる余裕をつくるべきだという森本議員のご指摘には私自身も100%賛同をさせていただくところでございまして、そもそも、広域で事業をやっていくということ自体が各市町村がやはり、財政の合理化に向けた取り組みの大きな点であろうかなというふうに存じます。

そして、今、議員からご指摘をいただきましたとおり、本件は非常に大きな、市民の皆さんからお預かりしている公費を運用するものでございますので、競争性を確保するということはもちろん、その金額を抑えるという点においても非常に重要なポイントかなというふうに思いますが、やはり、その施設がしっかりとした機能、性能を保ち、そして、安定的に地域の皆様方も安心いただける形で運用できるような形でなければならない。

そして、入札方法につきましては、公平性と公正性を絶対に確保した上で、何人の恣意的な判断であったり、あるいは予断についても差し挟むことがないよう

に、厳正に運用していかなければならないというふうに考えております。

こういった点で申しますと、現時点で私ども、その実施方針など全てしっかりと公表する中でやっておる訳であります。質問する企業社数がどうであったのかという実際の入札参加に向けた意向というところにつきましては、それぞれの今後検討される企業さんの判断等にも影響するものでもありますし、実際に私自身、そういったことについては、事務局から一切聞かないこととしておりまして、本場におきましても、その点についてはコメントを差し控えさせていただきたいと存じます。

他方で、では、こういった入札方法をどのような形で決定をしてきたのかというところが非常に重要であると思えます。誰かが、例えば事務局であったり、あるいは管理者の私であったり、誰かが勝手に決めるというようなことではやはり、入札の公平性と公正性というところについて、疑義が生じかねないということで、多少長くなってしまい恐縮ではありますが、これまでの経緯ということについて申し上げますと、入札方法については一般競争入札、指名競争入札、公募型指名競争入札、随意契約等がある中で、山辺・県北西部広域環境衛生組合が発注しようとする事業の実施方針、要求水準書の決定内容につきましてはまず、組合発足後の平成29年3月にごみ処理施設建設に関わりますごみ処理施設整備基本計画を策定し、この計画に基づいて、学識経験者、地域住民代表及び公募により選ばれた市民委員等で構成されました山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会において、施設の規模、環境保全基準、処理施設啓発施設、煙突の高さ、発電効率等について検討し、新ごみ処理施設整備に関する基本仕様書を平成30年3月に策定をしたところであります。

また、民間活力導入調査というのも行いまして、財政負担軽減率を算定し、市場の意向調査を行ったところ、本施設の事業方針を公設民営で行う、設計・施工・運営が一括の入札方法であるDBO方式を導入することが望ましいと結論付け、その旨も10市町村によります運営協議会で了承いただいたところであります。

次に、この基本仕様書に基づき実施方針並びに要求水準書を学識経験者、専門委員によります事業者選定委員会が策定をし、これが先ほど5月7日とおっしゃっていただきましたが、令和元年の5月7日に公表したものであります。この発注支援業務の中で、再度、先ほど申しました財政負担軽減率の算定を検証し、本事業がDBO方式として実施すること、財政負担、サービス向上、リスクの効率的な軽減においても有利であるとの結果が改めて確認をされた訳であります。

これが、これまでの経緯であります。組合としてはここに定められた技術、性能を最も有利な条件で採択でき、さらに価額についても、競争性を担保するためには総合評価、一般競争入札方式、低入札価格調査制度での入札方式とするこ

とし、この方針を運営協議会の中でも確認をしたところであります。

そして、競争性というところにつきましてですが、参加要件について示した実施方針を決定するに当たりましては、先ほど申し上げたとおりですが、本事業はやはり、専門的な知識やノウハウを有することは不可欠であると考えまして、本組合が発注しようとする、同等規模程度の過去の実績を求めることといたしました。

本施設の処理能力は、環境省が定める200トンから300トン、1日に処理能力がある焼却炉というのに該当いたしまして、補助金を得るためにはエネルギー回収率が19%以上となっております。事業者選定委員会では、1炉当たり1000トンを超えて1日処理できる以上の2炉以上での過去10年以内の実績を求めることと、また、技術者等の配置を行うことが本施設の規模に鑑み、必要な要件であると判断し、実施方針を取りまとめました。この点についても、運営協議会のほうでご理解をいただき、5月7日付で公表をしたところであります。

これらの要件は、環境省の示しております基準に照らしましても、競争性を妨げるわけではなく、やはり多額の公費をもって建設する施設の品質の確保と今後の確実な運営の確保を求める上で、合理的かつ必要な参加要件であると考えております。

○**森本議員** ありがとうございます。前半の部分は、私の考えで賛同していただけるというか、同じ考えだということは分かったんですけども、あと、最後の部分で、5月7日に運営協議会もご理解いただいてということなんですけども。

まず、そうしますと、先ほど壇上で私が、事務局さんが説明に来た時のこと。これは言えないということだったんですけども、当日、事務局長さん、課長さん、係長さんが天理市さんが、山辺広域の組合からお話しに大和高田市の議長室に来ていただきました。その中で、同僚の南議員と、私どもの議会の下村局長6名での公式な説明の中で1社だと言われたんですけども、それもう一回、言ったか、言わないかだけ、答弁いただけますか。

○**並河管理者** 先ほど申しましたとおり、やはり、非常に大きな金額に関わるものでありますので、競争性の確保とともに、公平性と公正性の中で厳正に入札というのは行っていくべきものだというふうに考えております。そういった状況において、運営協議会すなわち行政側のみならず、本議会の皆様方はそれぞれの市民の皆様方のご付託を受けた代表者だという観点から、さまざま踏み込んだ説明というのを事務局がやっている点もあろうかなというふうに思いますが、先ほど申し上げました、今後の各事業者の動向にも影響する点でございますので、この場におきまして、私のほうからその内容が果たして正しいのか、間違っているのか、あるいはそういった説明がなかったのかということを含めて、お答えを差し控えさせていただきます。

○森本議員 これは、そこに局長さん、おられますんで、一番重要なことなんです。これ、いくら市役所の職員さんじゃないといっても、地方自治法にのっとった事業、地方公共団体でやっているわけですから、当然、守秘義務が僕はあると思うんです。かばっておられるような意見なんですけど、そこにもおられます職員さんもおられるから、言ったか、言わないかで。言ってなかったら、僕が今、ここでうそを言ってるということになるし。言えないというのは、それは管理者は分かります。でも、もし、言ったら駄目なことを私たち議員に言ってると思えば、これはほかにも不特定多数に言ってる可能性もあるわけです。

だって、初めて会った人間、議員に。議員だから、先日8月1日も言われました。議員さんだから、信用して言いましたと。きょう、言わないでくださいと。これは明らかに地方公務員法の守秘義務違反に当たると思うんです。論点はここじゃないですけど、管理者、並河市長が言われたので、僕、言ってるんですけど、やはり公平にしていこうと思ったら、こういうことを見逃すわけにはいかない。市長の言われることは賛同できますし、素晴らしい考えをお持ちだなというのは僕は理解できてます。ただ、この巨額な金額で、そういう独り歩きをそれがしていった時に、先ほど言われた公平性がなくなってきた時に、1社応札になった場合、大体、市長もご存じだと思いますけども、葛城市であるとか、田原本、御所・五條の組合さんとか、1社応札になって。理由はどうであれ、高止まりになってるんです、1社でしたから。詳しい理由は分かりません。だから、やはり、僕が言ってるのは、後でも質問にも入れますけども、ここが大事だと思うんです。やはり、もし、言ったのであれば、ここで公表できないのであれば、別席でと言ったら、怒られるかも分かりませんが。後でちゃんと確認していただいて、進めていただけるのか。それもできないというのか。どうでしょうか、管理者。

○並河管理者 入札を巡る動向については予断を差し挟む前提に基づく議論について、この場では控えさせていただきますし、改めて事務局の職員につきましても、どういった形の会話がなされておるかということはまたしっかりと確認をしなければならぬわけでありますが、入札の動向については、これは非常に守秘義務というか、機密性の高いことであるということ徹底をさせていただきたいと存じます。

他方で、本日、この開かれた議場の中において、こういった議論がされること自体、大変遺憾な状況であるというふうに思っております、私としては予断を差し挟む議論ということではなく、とにかくプロセスのところにおいて、いかなる過程において、誰が参画をし、そういった入札要件が決まってきたのか。これをことごとく、しっかりと明らかにする中で、要件についても全て公表する中、しっかりと公平性・公正性・競争性を保った入札の実施に向けて、鋭意努力をしていきたいと考えております。

○森本議員 時間もありませんので、先ほどの職員さんのやつをそう言われるんでしたら、私どもとしても今後、ここで言う話ではないと言われるんでしたら、また別のところで、それなりの手続きを踏んで、そういう司法手続きを踏んでいきたいと考えます。これはもう、許せることではございません。

次に質問を変えて、先ほど申しましたように、本事業は300億円近くの膨大な費用がかかる事業です。各市町村の負担額を少しでも低減するための施策について、環境省はじめ各省庁は平成21年度に策定した1社応札、応募に関わる改善方策などを参考にして、ぜひ、組合事務局には参加意欲のある企業を増やすための努力をしていただきたい。というのは、今の参加要件を見直すということです。それができる、できないを理事者に聞いたところで、できないという回答しかもらえないと思うのですが、1社応札でこのまま契約案件までいった時にそこでまた、やっぱり1社だったでしょという話になるわけです。そういったことのないように考えていただきたい。

そして、もう最後になりますけども、私が、どこが問題かというのを最後に言わせていただきます。実施方針で記載されている参加資格要件では、事業者の実績に関する要件として、事業方式はDBO方式に限る、エネルギー回収の要件として、エネルギー回収率が循環型社会型形成推進交付金の交付率2分の1に関わる交付要件を満たす施設であること。これは先ほど言われた19%以上ということだと思っんです。次に、実績年数は過去10年以内の竣工実績としています。

これが、5月7日に出されたところに書いてある要件。これでいきますと、非常に縛られてる。1社しか来てないのも納得できる条件。国は、この10年とか縛らないようにと言っている訳です。これでいきますと、やはり過去3年間におきまして、全国でこの焼却炉を造られたところの実績は52%の自治体が15年を超えた年数にかかる年数の規定は設けていないことになっているというのを定めた結果、52%なんです。これを10年に絞ってしまったら、かなりの業者がもう入ってこれないということなんです。

調べましたら、これ、インターネットにも公表されてるんですけど、30年の3月の公表されてる文書で、基本仕様書案、平成30年3月のところの10ページに多分、コンサル会社の方が抽出した選定候補処理方式に基づいて、竣工実績のあるプラントメーカーに対して、技術提案依頼を行ったところ、ストーカー式償却方式については4社から回答があり、流動床方式ですと、1社からの回答がありましたと、インターネットに載せられてるんです。間違いありませんよね。

そしたら、5社ぐらいできる仕様書やったのに、なぜ1年たったら、少ない人数しか入ってない。これ、途中で変えられたんですか。1社がどうかは別として、仕様書を変えられたんですか、そのコンサルさんが。

○並河管理者 私どもとしては、何か途中で方向性を変えたというふうには思っ

ておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、この入札方式を巡りましては、まず基本的な施設要件のところから学識経験者、地域住民代表、あるいは公募に選ばれた市民等で最初決めたものを実際に実施方針等を作っていく際、要求水準書については学識経験者、専門委員等による事業者選定委員会。こちらのほうでご議論いただき、そして、運営協議会の方でも常に情報共有をする中で決定をしていった訳であります。

そして、競争性の確保。非常に大事な点であります。同様に補助金を着実に確保するというのも各市町村の負担を下げっていく上では重要であります。そして、稼動した後にその施設がしっかりと運営されるということもこれは極めて重要でありまして、実際に全国の中で、稼動後直ちにその施設に不具合があり、巨額の訴訟事案に発展しているもの等もございます。

こういったことを踏まえ、この事業者選定委員会のほうで、さまざまご意見をいただいた後に実績につきましても、要件として入ってくるということでありまして、これについては、先ほど来、ご指摘をいただいております環境省が1社応札、応募に係る改善方策についてという形で紙を出しておりますが、その中にあります業務の履行を担保する観点から見て、合理的かつ最低限のものとする、誰もが客観的に判断することができる要件とすること。事業者において、証明資料が容易に用意できる内容とすること。こういった3要件のところから満たしているというふうに考えております。その上で、現状の市場の動向に基づいて、どのような形で応募があるか。これを私どもが推測で予断をもってして、この求める要件について変えるということではなく、やはり着実な入札実施に向けて、当初のこの方針というものを堅持しようということを運営協議会のほうでも合意をし、本日に至っているところであります。

○森本議員 そう言われましても、私は、僕はうそをついてないです。1社と言われたので、1社でしょう。だから、言うのはやはり400億ぐらいの事業ですから、これが仮に1社ですと、絶対高止まりになるのが近隣の市町村のデータで出ております。しかし、競い合うことによって、たとえ50億のお金が削減できれば、その原資を違うところにも回せる訳です。大和高田市においても、天理市さんでも約29%ぐらい。30%とした時に50億が競争性で生まれたお金となれば、15億円ずつぐらいが違うところに原資として回せる訳です。当然、広陵町をはじめとした町、また山添村さんにおいても、みんな、そうなんです。やはり50億って、口で言いますけども、かなりのお金なんです。それは例えばの50です。それが100になるかも分からんし、30億になるかも分からん。やはり、そこを言っている訳で、そこら辺を管理者はじめ、皆様方に1社応札にならないようにしていただきたい。そして、競争性がある、そして、みんなが納得できる、そして、市民・県民の皆様が高額な費用を使ってでも使いやすく、そして、

安心・安全な山辺・県北西部広域環境衛生組合であることを願って、これで質問を終わらせていただきます。

○並河管理者 誤解があってははいけませんので、再度、繰り返させていただきたいと存じますが、私どもとしては制度上、競争性の担保はなされているというふうに考えております。そして、公表しております公正・公平な実施方針、要求水準書の下で、できるだけ多くの企業様にご参加いただき、競争性が働く中で、落札価格が下がってくれば、それは10市町村全体にとって望ましいことであるという森本議員のご指摘については完全に認識を共有しているところであります。

その上で、現時点で1社応札を前提に事を進めているということでもありませんし、あるいは、複数がかかるのかどうか。これは私ども、これを予断をもって議論をすることはできません。プラントメーカーさんのその時の事情もあるでしょうし、あるいは一緒になる建設会社さんがどういった状況かということにもよるでしょう。その他、さまざまな事業の組み合わせの中で、これは決まってくることだというふうに考えておまして、そちらの事情を考慮して、私どもが実施方針を変えるということではなく、あくまで行政本位の立場のところから、これはどういう形で公金を運用させていただくのが、あるいはどういう形で入札をさせていただくのが公平・公正な形なんだということを専門委員の方で議論をいただいた中身というのを着実に実施する中で、私自身もできるだけ、これは競争性が働いて、そして、できるだけ低い価格で落札されればよいなというふうに心から祈っているところであります。

○大橋議長 以上をもって、一般質問を終了いたします。

○大橋議長 お諮りいたします。

以上で、提出議案を議了いたしましたので、本定例会はこれをもって閉じることにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大橋議長 ご異議がないと認めます。よって、これをもって本定例会を閉会いたします。

令和元年第2回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会の閉会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、終始熱心にご審議を賜るとともに議会運営にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

管理者よりご挨拶があります。

○並河管理者 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和元年第2回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては終始熱心にご審議を賜り、厚く御礼を申し

上げます。

提出いたしました議案はすべて原案どおりご議決を賜り、ありがとうございます。なお、議員各位より賜りましたご意見・要望等を十分尊重いたしまして、引き続き、組合事業に対し、努力してまいる所存でございます。一層のご協力を賜ることをお願い申し上げ、簡単ではございますが、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時 6分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年8月6日

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会

臨時議長 青木 義勝

議長 大橋 基之

副議長 南 幾一郎

署名議員 大星 成司

署名議員 伊藤 彰夫